

第1号様式

押印欄

景観形成事前協議書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(協議者) 住 所  
氏 名  
電話番号

川崎市都市景観条例施行規則第6条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり提出します。

対象事業の名称						
行為地の地名地番	川崎市 区					
景観計画特定地区	<input type="checkbox"/> (地区名称: )					
都市景観形成地区	<input type="checkbox"/> (地区名称: )					
区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域					
高度地区	<input type="checkbox"/> 第1種高度地区 <input type="checkbox"/> 第2種高度地区 <input type="checkbox"/> 第3種高度地区 <input type="checkbox"/> 第4種高度地区					
設計者	事務所名	(電話 )				
	所在地 氏名	(担当 )				
施工者	営業所名	(電話 )				
	所在地 氏名	(担当 )				
行為の期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
行為の種類	建築物  <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観に係る修繕 <input type="checkbox"/> 外観に係る模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更		届出部分	届出以外の部分	合計	
		敷地面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		条例第13条第1項第2号に規定する長さ				m
		主要用途		構造		
		階数	地上 地下	階 階	高さ	m
		屋根	仕上	げ	色彩	
		外壁	仕上	げ	色彩	

			東面	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
		各面のアクセント色の使用面積 (各面の見付面積)	西面	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
			南面	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
			北面	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観に係る修繕 <input type="checkbox"/> 外観に係る模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	種 類			構 造	
	高 さ	m	面 積	m <sup>2</sup>	
	橋 長 (橋りょうのみ)	m	仕 上 げ		
	色 彩				
	各面のアクセント色の使用面積 (各面の見付面積)	東面	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )		
		西面	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )		
		南面	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )		
		北面	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )		
協議理由					

- (注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。
- 2 条例第13条第1項第2号に規定する長さとは、建築物の鉛直投影の水平方向の長さが最も長くなる方位における当該水平方向の長さのことをいいます。
- 3 アクセント色とは、色彩に関する制限を超える色彩のことをいいます。
- 4 協議書は、川崎市都市景観条例施行規則別表第1に規定する図書を添えて提出してください。